

第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会  
豊橋市実行委員会 設立総会

日時：令和2年2月17日（月）10時30分から

場所：豊橋市役所 東館4階 41会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 仮議長選出

4 経過報告、大会概要及びテーマ等について

5 議事

ア 第1号議案 豊橋市実行委員会の設立について

イ 第2号議案 豊橋市実行委員会会則（案）について

6 閉 会

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会  
開催準備経過

年 月 日	内 容
H29.2.7	(公財)日本体育協会事務局が(公財)愛知県体育協会事務局に、第76回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会の愛知県受入れについて口頭で打診
H29.8.8	愛知県アイスホッケー連盟会長が、愛知県並びに(公財)愛知県体育協会に第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会の開催に向けた取組みについて依頼(文書)
H29.8.31	愛知県スケート連盟会長が、(公財)愛知県体育協会会長に第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会の開催に向けた取組みについて依頼(文書)
H29.10.25	(公財)日本体育協会事務局が、愛知県教育委員会保健体育スポーツ課に、第76回国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会について説明
H29.12月中旬	愛知県が本市を含む開催想定施設のある自治体へ説明及び開催について打診
H30.2.19	(公財)日本体育協会会長及び文部科学大臣が(公財)愛知県体育協会会長、愛知県知事、愛知県教育委員会あてに、「2021年の第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)及びアイスホッケー競技会」の開催要請書を提出
H30.3.2	(公財)日本体育協会が2017年度第4回国民体育大会委員会において、愛知県に「開催要請書」を手交したことを報告
H30.3.7	(公財)日本体育協会が2017年度第6回理事会において、愛知県に「開催要請書」を手交したことを報告 (※開催決定の手続きについては日本体育協会会長及び国体委員長に一任の承認がなされた。)
H30.3.27	愛知県が第1回関係者連絡会議を開催
H30.4.23	愛知県より本市へアイスホッケー競技会開催についての依頼文書を持参
H30.5.9	本市が愛知県へアイスホッケー競技会開催の了承を回答
H30.6.1	愛知県教育委員会会議において開催受諾書の提出を承認
H30.6.8	愛知県が(公財)日本体育協会会長及び文部科学大臣あてに開催受諾書を提出
H30.7.5	(公財)日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣が、(公財)愛知県体育協会会長、愛知県知事及び愛知県教育委員会あてに、「2021年の第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)及びアイスホッケー競技会」の開催決定書を手交
H30.7.18	(公財)日本体育協会2018年度第3回理事会において、愛知県が第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)及びアイスホッケー競技会の開催地に正式決定したことを報告
H30.8.28	愛知県が第2回冬季大会関係者連絡会議を開催
H30.11.20	愛知県が第76回国民体育大会冬季大会準備委員会設立総会・第1回総会を開催
R1.5.23	愛知県準備委員会国体テーマ等審査委員会において、テーマ・スローガン・シンボルマークの選考
R1.7.19	愛知県が第76回国民体育大会冬季大会実行委員会設立総会・第1回総会を開催
R1.8.7	愛知県が第76回国民体育大会冬季大会 第1回総務委員会・公式ポスター図案審査会を開催

R1.11.6 | 愛知県が第76回国民体育大会冬季大会 第2回総務委員会を開催

# 第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

## 大会概要

### 1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

### 2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、愛知県、岐阜県、  
公益財団法人日本スケート連盟、公益財団法人日本アイスホッケー連盟、  
名古屋市、豊橋市、長久手市、岐阜県恵那市

### 3 会期

令和3年1月27日（水）～1月31日（日）の5日間

### 4 参加者

47都道府県 約1,800人

（本部役員300人、監督210人、選手1,200人、視察員90人）

※ 愛知県開催分 約1,500人

※ うち豊橋市開催分 400人（監督・選手16人×24チーム、他）

### 5 実施競技及び会場

競技（種目）		競技会場（所在地）
アイスホッケー	少年の部	アクアリーナ豊橋 アイスアリーナ （愛知県豊橋市） ※本市開催分
	成年の部	モリコロパーク アイススケート場 （愛知県長久手市）
スケート	フィギュア ショートトラック	日本ガイシアリーナ アイスリンク （名古屋市南区）
	スピード	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場 （岐阜県恵那市）

# 第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 テーマ等について

令和元年7月19日（金）の愛知県実行委員会第1回総会において、テーマ、スローガン、シンボルマークを次のとおり決定しました。

## 1 テーマ

### 「夢！きらリンク愛知国体」

作者 仲島 儀仁（千葉県千葉市中央区）

前回愛知県で開催された第67回国民体育大会冬季大会のテーマ「ゆめリンク愛知国体」が覚えやすく親しみやすい言葉だったため、前回大会からの繋がりを大切にし、さらに今大会でも選手たちがリンクの上できらりと光るようにと願う気持ちが込められています。

## 2 スローガン

### 「氷上で 繋がる心 輝く未来」

作者 佐藤 好恵（北海道）

「rink: スケートリンク」と「link: 繋がる」の語意をかけ合わせました。未来へ繋がるような感動が今大会から生まれることを願う気持ちが込められています。

## 3 シンボルマーク



作者 富永 明日香（長崎県西海市）

愛知の「A」をモチーフにデザインしました。黄がショートトラックのスピード感、赤がアイスホッケーの攻め込む強さ、青がフィギュアスケートの冷静さ、柔軟さをイメージして配色しました。青の右側は軌跡でリンクを表現としました。中心に国体のマークを配置することで、全国から愛知へ集うことを表しています。

第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会  
豊橋市実行委員会の設立

設 立 趣 旨

国民体育大会冬季大会は、昭和22年に青森県で開催されて以降、我が国最大の冬季スポーツの祭典として、スポーツ振興や地域づくりの推進に大きな役割を果たしてまいりました。

こうした中、2018年7月5日に第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会の愛知県での開催が決定いたしました。

2021年1月に開催するこの大会は、豊橋市では9年ぶり2回目の開催となります。この大会を契機に市民への冬季スポーツの普及・振興を図り、本市がめざす「スポーツのまち」を全国に発信する絶好の機会であります。

この大会を成功させるためには、市及び大会の運営にかかわる関係機関・団体が一丸となって、その開催準備に万全を期す必要があります。

ここに「第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会豊橋市実行委員会」を設立し、所期の目的を達成しようとするものであります。

第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会豊橋市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会豊橋市実行委員会（以下、「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下、「大会」という。）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会運営に必要な実施計画に関すること。
- （2）関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- （3）広報に関すること。
- （4）競技及び式典の運営に関すること。
- （5）輸送、医療及び警備に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（委員の構成）

第4条 本会は、会長及び委員をもって構成し、委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）豊橋市の職員
- （2）競技団体、その他関係機関及び関係団体の役職員
- （3）その他会長が認める者

2 前項第1号及び第2号の委員は、その役職にある者をもって委嘱し、その役職員に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 若干人
- （3）監事 2人

（役員を選任）

第6条 会長は、豊橋市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員職務）

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

（任期）

第8条 委員、役員任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、任期中であっ

ても就任時の役職を有しなくなったときは、その職を失う。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 総務委員会  
(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) その他重要な事項に関する事。

4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総務委員会)

第11条 総務委員会は、第5条の委員のうちから会長が委嘱した総務委員会委員長のほか、次に掲げる者のうちから会長が委嘱した総務委員会副委員長及び総務委員会委員をもって構成する。

- (1) 委員
- (2) 大会に係る機関又は団体の役職員

2 前項第2号の委員は、その役職にある者をもって委嘱し、その役職員に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

3 総務委員会は、必要に応じて会長が招集し、総務委員会委員長が議長となり、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 大会の企画、運営及び広報に関する事。
- (2) 競技及び式典の企画、運営に関する事。
- (3) 輸送及び交通に関する事。
- (4) 医療及び警備に関する事。
- (5) その他本会の運営について必要な事項に関する事。

4 前条第4項の規定は、総務委員会の会議について準用する。

### 第4章 会長の専決処分

(専決処分)

第12条 総会及び総務委員会(以下本条において「総会等」という。)の権限に属する事項のうち、総会等を招集するいとまがないと認められるときは、会長はこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

### 第5章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を豊橋市文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課内に置く。

2 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金、負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第7章 解散

(解散)

第16条 本会は、本会の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 本会が解散した場合における残余財産は、豊橋市に帰属するものとする。

#### 第8章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和2年2月17日から施行する。

2 第15条の規定にかかわらず、令和元年度の会計年度は、施行の日に始まり、令和2年3月31日に終わるものとする。

第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会  
豊橋市実行委員会委員名簿(案)

役職名	職名	氏名
会長	豊橋市長	佐原 光一
副会長	豊橋市副市長	金田 英樹
〃	愛知県東三河総局長	藤戸 聡
〃	豊橋市体育協会理事長	佐藤 元英
〃	愛知県アイスホッケー連盟会長	石黒 正彦
〃	豊橋市議会議長	豊田 一雄
委員	愛知県アイスホッケー連盟理事長	服部 昌樹
〃	豊橋観光コンベンション協会専務理事	瀧川 雅弘
〃	豊橋市教育長	山西 正泰
〃	豊橋市文化・スポーツ部長	伊藤 紀治
監事	豊橋市会計管理者	加藤 喜康
〃	豊橋スケート協会会長	森藤 泰作

(順不同・敬称略)

第76回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会  
豊橋市実行委員会総務委員会委員名簿(案)

役職名	職名	氏名
委員長	豊橋市文化・スポーツ部長	伊藤 紀治
副委員長	豊橋市文化・スポーツ部次長	廣地 学
〃	豊橋市体育協会常務理事	村田 安朗
委員	愛知県アイスホッケー連盟理事	朝倉 邦義
〃	豊橋スケート協会副会長	原田 郁郎
〃	アクアリーナ豊橋総括責任者	岸園 輝樹
〃	豊橋市教育委員会教育部学校教育課長	木下 智弘
〃	豊橋市文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課長	大林 均世

(順不同・敬称略)